重要事項説明書

（指定認知症対応型共同生活介護事業）
（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業）

社会福祉法人千代田会
ウェルビュー明郷

重要事項説明書
（指定認知症対応型共同生活介護事業）
（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業）

貴殿に共同生活介護サービス又は介護予防サービスを提供するに先立ち、以下のとおり重要事項を説明いたします。

１．実施主体

名　　称	社会福祉法人　千代田会			
所 在 地	岐阜県岐阜市河渡２丁目４５番地			
法人種別	社会福祉法人			
理事長名	箕浦　準二			
連 絡 先	電　　話	058-251-5561	ＦＡＸ	058-251-5560

２．事業の目的と運営方針

事業目的	指定認知症対応型共同生活介護事業 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業
運営方針	１，事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに介護保険法に関係する岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 73 条）ならびに岐阜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 79 条）に基づき　、趣旨及び内容に沿ったものとする。 ２，利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切な援助・支援を行うこととする。 ３，利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮し、援助・支援を行うこととする。 ４，認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮し、援助・支援を行うこととする。 ５，介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うこととする。 ６，介護従事者は、自らその提供す指定る認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力することとする。 ７，事業所においては、夜間ケア計画を作成すると共に、その作成された計画に基づき利用者に対し夜間ケアを行うものとする。

３．　事業所

名　　称	ウェルビュー明郷					
指定番号	２１７０１０２３７６					
所 在 地	岐阜県岐阜市真砂町１丁目２０番地の２					
連 絡 先	電　　話	058-255-3313	ＦＡＸ	058-255-3300		
敷　　地	８４２．４４㎡					
建　　物	住 居 数	２７	総戸数	２７	総定員	２９名
	延床面積	１，６８１．８８㎡				
	職 員 数	４名（常勤者）・１１名（非常勤者）				

４．ご利用住居

名　　称	ウェルビュー明郷			
所 在 地	岐阜県岐阜市真砂町１丁目２０番地の２			
管 理 者	氏　　名	長野　健太郎		
（施設長）	保有資格	基礎第26号	兼　　務	（■ 有 ・□ 無 ）
連 絡 先	電　　話	058-255-3313	ＦＡＸ	058-255-3300
敷　　地	８４２．４４㎡			
建　　物	構　　造	鉄筋コンクリート造　５階建　（１階部分）		
	延床面積	１，６８１．８８㎡		
	居 室 数	９　室		
	入居定員	９　名		
利用居室	居室　　号室　　１３．７４㎡　（定員１名）			
共用施設	台所・食堂・居間・洗面所・便所・一般浴室・展望浴場			

５．職員体制

	常　　勤		非 常 勤		常勤換算	保有資格
	専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者		１名			0.1名	･管理者研修・介護福祉士
介護従業者		２名	６名		6.0名	介護福祉士・訪問介護員
計画作成担当者		１名			0.1名	介護支援専門員

６．職員の勤務体制

区　分	勤 務 時 間	休　　暇	員　数
常　　勤	０９：００～１８：００	４週８休制	２名
早　　勤	０７：３０～１６：３０		１名
遅　　勤	０９：３０～１８：３０		１名
夜　　勤	１６：３０～０９：３０		１名
非 常 勤	０９：００～１８：００	週３０時間労働	７名
早　　勤	０７：３０～１６：３０		１名
遅　　勤	０９：３０～１８：３０		１名
夜　　勤	１６：３０～０９：３０		１名

７．休業日

休 業 日	なし

８．サービス内容

(1) 介護保険給付サービス

<table>
<tr><th>種　　類</th><th>内　　容</th><th>利　用　料</th></tr>
<tr><td>食　　事</td><td>・利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して提供します。
・食材費は給付対象外です。
・食事は離床して食堂で摂取して頂く様に配慮します。
・食事時間
朝食　８：００～　９：００
昼食　１２：００～１３：００
夕食　１８：００～１９：００</td><td rowspan="8">法定代理受領サービスの利用料（１日当たり）
＝下記単位×地域単価（１０．２７）×介護保険負担割合※
※岐阜市発行の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合（１割または２割または3割）となります。
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）
要支援２　７６１単位/日
要介護１　７６５単位/日
要介護２　８０１単位/日
要介護３　８２４単位/日
要介護４　８４１単位/日
要介護５　８５９単位/日
・初期加算…３０単位/日（入居日から３０日以内の期間算定。1ヶ月以上入院した場合も退院日から算定）。
・科学的介護推進体制加算…４０単位/月（厚生労働省管轄のデータベースを活用したサービス提供体制による加算）
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）…２２単位（介護職員の内、介護福祉士を有する者の割合が７０％以上配置）
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ総単位数×22．8%
・口腔・栄養スクリーニング加算…６月毎/２０単位（口腔・栄養の管理）
・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）…１０単位/月（介護サービスの質の確保・職員の負担軽減・ICT化の促進に取り組む体制に対する加算）</td></tr>
<tr><td>排せつ</td><td>・利用者の状況に応じ適切な排せつの介助と、排せつの自立の援助を行います。
・おむつの交換は１日６回を原則としますが、必要があれば回数を増やします。</td></tr>
<tr><td>入　　浴</td><td>・利用者の状況に応じ、適切な入浴の介助と、入浴の自立の援助を行います。
・週２回の入浴又は清拭を行います。</td></tr>
<tr><td>日常生活</td><td>・離床
寝たきり防止のため離床に配慮します。
・着替え
着替えのお手伝いをします。
・整容
身の回りのお手伝いをします。
・寝具消毒
・シーツ交換
・健康管理
・洗濯
・居室内清掃
・役所手続の代行</td></tr>
<tr><td>機能訓練</td><td>・離床援助
・屋外散歩同行
・家事共同作業等により生活機能の維持・改善に努めます。</td></tr>
<tr><td>健康管理
医師手配</td><td>・利用者の状況に応じ、適切な医師の往診又は医療機関への受診を実施します。
・感染症の発生及び蔓延を防ぐために必要な措置を実施します。</td></tr>
<tr><td>相談・援助</td><td>利用者とそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。</td></tr>
</table>

(2) 介護保険給付外費用

種　　類	内　　容
食材料費 理美容費 教養娯楽費 光熱水費 夏期加算料 冬期加算料 個人使用の器具に掛る電気代	これらは介護保険給付の対象外ですので実費をお支払い下さい。 ・食材料費　　１，２００円／日額（おやつ代含む） ・移動美容室のご利用が出来ます。 　　１回　　２，４００円（税別）／１回（希望者のみ実費負担） ・日常生活上の、介護保険給付対象外に於ける教養及び娯楽等に関わる費用として、お預かりしている小口資金より実費充当させて頂きます。 ご利用明細と共にお預かり残高を毎月ご報告致します。 ・光熱水費をお支払い下さい。 ７，０００円／月額 夏期加算料　７月～９月の間　３，０００円／月額 冬期加算料１２月～２月の間　３，０００円／月額 ・定期健康診断（年１回）を実施しますが、それに係る費用は実費お支払い下さい。 ・テレビ・電気こたつ・ホットカーペット等　　３０円／日
居室の利用	居室の利用も保険給付の対象外ですので実費ご利用料金をお支払い下さい。 ６０，０００円／月額
保証金	家賃等費用の前払金として徴収いたします。毎月のご利用料金のお支払いが滞った場合に補填させていただきます。退去後に保証金から補填分を差し引いた全額を返還いたします。なお、保証金には利息が付きませんので、ご了承下さい。 ３００，０００円／入居契約時

９．入居に当たっての留意事項

面　　会	・来訪者は面会の都度、職員に届け出て面会簿の記載をして下さい。 ・宿泊されるときは必ず、管理者の許可を得て下さい。 （原則として、ご家族等の宿泊は禁止しております。）
外　　出	・外出・外泊をされる場合は、所定の様式（外出・外泊届）を提出して下さい。
居室の利用 迷惑行為等	・ウェルビュー明郷の設備、備品等は本来の使用方法に従って大切にご利用下さい。 これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂く事があります。 ・騒音・雑音等の他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 ・承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。
所持金等	・原則として、現金等の所持はお控え下さい。 ・日常生活上、必要となる物品等に関しましてはお預かりしている小口資金から実費充当させて頂きます。

１０．協力医療機関

名　　称	岐阜赤十字病院
所　　地	岐阜県岐阜市岩倉町３丁目３６番地
電話番号	０５８－２３１－２２６６
診 察 科	内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・外科・脳神経外科 リハビリテーション科・放射線科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科

入院設備	有り
救急指定	有り
協力関係	・緊急及び救急時の受け入れ ・定期健康診断及び不定期の健康診断・受診等

名　　称	上杉歯科
所　　地	岐阜県岐阜市北野町９番地
電話番号	０５８－２６４－０００３
診 察 科	歯科
入院設備	無し
救急指定	有り
協力関係	・緊急及び救急時の受け入れ ・定期健康診断及び不定期の健康診断・受診等

名　　称	小木曽医院
所　　地	岐阜県岐阜市苅田町２－４
電話番号	０５８－２６２－２３２０
診 察 科	内科・消化器化・循環器化
入院設備	無し
救急指定	有り
協力関係	・緊急及び救急時の受け入れ ・定期健康診断及び不定期の健康診断・受診等

１１．非常災害時の対策

消防計画	別に定めます。 消防計画；令和５年　６月　７日岐阜中消防署へ届出 防火管理者；谷ノ上　広三
避難訓練	年２回火災及び地震等を想定した訓練を行います。
防災設備	自動火災報知設備・煙感知器・スプリンクラー設備・非常通報設備 ガス漏れ火災警報設備・非常灯設備・非常用発電機・誘導灯・消火器

１２．苦情申立

当事業所 （事務所）	相談受付担当者：管理者　　長野　健太郎（ながの　けんたろう） 介護職員　　福島　和照（ふくしま　かずあき） ご利用時間　毎日　１０：００～１７：００ ご利用方法　電話　０５８－２５５－３３１３ 苦情及び心配事等、気兼ねなくご相談下さい。
外部受付先	岐阜市役所　介護保険課　　岐阜市司町４０－１ ご利用時間　平日　８：４５～１７：３０ ご利用方法　電話　０５８－２１４－２０９３
	岐阜県社会福祉協議会内　　岐阜市下奈良２丁目２番１号 岐阜県運営適正化委員会 ご利用時間　平日　９：００～１７：００ ご利用方法　電話　０５８－２７８－５１３６
	岐阜県国民健康保険団体連合会　岐阜市下奈良２丁目２番１号 介護・障害課苦情相談係 ご利用時間　平日　９：００～１７：００ ご利用方法　電話　０５８－２７５－９８２６

上記の他、福祉サービスに関する「苦情解決」事業実施要領のとおり苦情等を申し立てる事が出来ます。

１３．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、適切及び必要な措置を講ずるものとし、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

１４．運営推進会議

利用者及び市町村職員並び地域住民の代表等に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図る為に、運営推進会議を設置し２ヶ月に１回程度開催いたしますのでご理解とご参加をお願い致します。

私は、書面に基づいて事業所の職員（職名：管理者　氏名：長野　健太郎）から
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

利用者の家族等　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
続　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

社会福祉法人千代田会
ウェルビュー明郷